

お知らせ

都市計画の案の縦覧

川越都市計画(旭ヶ丘松の台地区)の変更にあたり、都市計画法第17条に基づく都市計画の案の縦覧を行います。

		埼玉県決定	日高市決定	
縦覧	内容	①都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案 ②区域区分の変更案 ▶県ホームページからも縦覧できます。 	③用途地域の変更案 ④防火及び準防火地域の変更案 ⑤道路の変更案 ⑥土地区画整理事業の変更案 ⑦地区計画の変更案 ▶市ホームページからも縦覧できます。 	⑧下水道の変更案
	期間	2月10日(金)～24日(金) ※土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分		
	場所	日高市市街地整備課、県都市計画課、川越県土整備事務所、飯能県土整備事務所、東松山県土整備事務所、川越市都市計画課、川島町まち整備課	日高市市街地整備課	日高市下水道課
案に対する意見書の提出	対象	日高市、川越市、川島町の住民および利害関係者	日高市民および利害関係者	
	提出期限	2月24日(金) 午後5時15分(必着)		
	提出方法	電子申請、郵送または直接	郵送または直接	
	提出先	日高市市街地整備課、川越市都市計画課、川島町まち整備課、県都市計画課、川越県土整備事務所、飯能県土整備事務所、東松山県土整備事務所	日高市市街地整備課	日高市下水道課
問い合わせ	○日高市市街地整備課新市街地整備担当 ○県都市計画課 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 ☎048-830-5341 ○川越市都市計画課 〒350-8601 川越市元町1-3-1 ☎049-224-5945 ○川島町まち整備課 〒350-0192 比企郡川島町大字下八ツ林870-1 ☎049-299-1763	日高市市街地整備課新市街地整備担当	日高市下水道課工務担当 〒350-1213 大字高萩1385-1 ☎989-2771	